

令和3年度事業計画

- 1 新型コロナウイルス感染症の完全な終息までの期間が長期にわたる事を見据えると、建設業界には、一層感染防止のための取組を進め感染症の蔓延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、会員それぞれが職場内外での感染防止防止行動の徹底について正しい知識を持って、現場の実態に即した対策に取り組むことである。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、入札・契約に係る柔軟な対応、適正な設計・積算と設計変更、施工段階における適宜柔軟な対応等、地域の実情を的確に把握し、円滑な発注及び施工体制の確保に向けた発注者側の具体的対策が求められるところである。

林野公共事業の予算は、平成22年度以来9年間続いた1,800億円前後の当初予算が、令和元年度に「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」として別枠で予算措置されたことから、2,269億円まで回復し、令和2年度は2,234億円、前年度補正予算を合わせると、2年連続で2,600億円超が確保された。

令和3年度においても、本年度で終了となる「3カ年緊急対策」に続く、防災・減災、国土強靱化に向けた必要な予算措置と合わせ、平成21年度当初予算規模2,600億円の確保を目指しているところである。

会員は国民の安全・安心な暮らしの実現に向けて、山地防災力強化の治山事業や木材の安定供給を効果的・効率的に行うための林道整備を精力的に担っていかなければならない。

近年の水害の激甚化等を踏まえ「流域治水」の推進に向け、「流域治水に向けた関係省庁実務者会議」が10月に林野庁を含む16省庁で開催された。この会議は総論では流域治水推進の立場であるものの、治水対策とまちづくりを組み合わせたもので、災害リスクの高い場所に住まないなど「防災集団移転制度」も推奨している。今後の各省庁の動向を注視していく必要がある。

令和2年3月に「第1回今後の路網整備のあり方検討会」を開催し、11月には第5回の委員会が開催された。林道規程の改正を踏まえ「木材の大量輸送への対応」「災害に強い路網整備への対応」「林業土木技術者の人材不足への対応」などが議論され、令和2年度末の林道技術基準改正を視野に現在作業が進められている。今後は、幹線となる林道の新設、改良等の事業の拡大が期待される。

2019年6月に新・担い手3法の一体的改正が行われた。働き方改革のとして、適正な請負代金による請負契約の締結、労働環境の適正な整備への配慮、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期などとなっている。しかし、現状は適切な仮設工の設計や間接工事費率の乖離など適正な利潤を確保するための課題は多く、林土連の指導を受けながら取組を進めていくこととする。

令和2年7月に森林管理局発注の治山工事において林土連会員が関与した収賄事件により、森林管理局元職員が逮捕・起訴されるという事案が発生した。改めて会員企業に対する「企業倫理」及び「法令遵守」の指導を徹底する。

以上のほか、一般社団法人として公益事業を積極的に推進する。その他、今年度も次の事項を重点に協会活動を展開することとする。

- (1) 森林土木技術者の養成と技術向上を図るための研修会等の実施
- (2) 労働災害の未然防止を図るための安全活動
- (3) 林業土木・木製構造物の経年変化に関する調査
- (4) 山地災害防止等に関する社会貢献事業
- (5) 優良工事従事者の表彰
- (6) 森林土木事業分野の解説書等の発行・紹介・斡旋等の事業
- (7) 関係団体との連携強化
- (8) その他必要な事業

2 重点事項を踏まえた、事項別の計画事項は以下のとおりである。

(1) 森林土木技術者の養成と技術向上を図るための研修会等の実施

① 林業土木工事施工技術・積算研修会

森林土木工事に携わる技術者の技術向上を図るため、施工計画、施工管理及び林業土木工事積算技術向上のための研修会を実施する。

② 森林土木事業技術講習会

森林分野における継続教育(CPD制度)の一環として、森林土木事業に関する知識の習得と技術者の技術向上を目的として、専門家を講師に迎え、講習会を開催する。

③ 施工管理技術研修会

林業土木事業に関する専門家を講師に迎え、施工技術の向上と労働災害の防止等を目的とする、施工管理技術者のための研修会を実施する。

④ インターンシップ活動

森林土木事業に接し理解を深めてもらうことにより、森林土木事業の後継者を育成することを目的として、北海道森林管理局等と連携して、高校生を対象としたインターンシップを実施する。

(2) 労働災害の未然防止を図るための安全活動

林業土木工事従事者等の安全意識の向上と定着のため、労働安全衛生法等関連法令の遵守等について確認・指導を行う現場安全パトロールを実施する。

(3) 林業土木・木製構造物の経年変化に関する調査

木材利用の促進と森林土木工事の安全管理に役立てるため、(一社)日本林業土木連合協会が実施する木製構造物に使用する木材の経年変化に係る調査に協力するため、管内の調査済木製構造物の再調査を行い、調査結果を同協会に報告する。

(4) 山地災害防止等に関する社会貢献事業

① 山地災害等の施設点検

北海道森林管理局との「国有林防災ボランティア協定」に基づき、融雪、台風、集中豪雨等により、国有林野で発生する林地荒廃、治山・林道施設の被害状況等の点検・調査を実施する。

② 国有林野施設の補修・整備並びに不法投棄物の除去作業の実施

国有林野内において、環境・地域住民等に役立つ社会貢献事業を実施する。

(5) 優良工事従事者の表彰

林業土木工事の発展に貢献した、現場代理人等に対して表彰を行う。

(6) 森林土木事業分野の解説書等の発行・紹介・斡旋等の事業

森林土木事業分野に関する解説書・技術書等の発行・紹介・斡旋等を行う。

その他治山ダム提名板の斡旋等を行う